



みんなの水

- 検針からお支払いまで
- 第64回水道週間関連行事のお知らせ
- 鉛製給水管についてのお知らせ
- 水道水を飲もう!～熱中症対策～

みんなの水とは

水道企業団高松ブロック統括センターが発行する広報紙「みんなの水」は、高松市・三木町・綾川町にお住まいの方に、新聞折込みにてお配りしています。

令和4年度に発行する「みんなの水」は、私たちの生活に欠かせない「水道」について、生活に密接する内容から、少しマニアックな内容まで、シリーズでご紹介する予定です。

ぜひ、シリーズを通してご覧ください。

今後の発行予定

Vol. 102 発行予定日 令和4年11月6日(日)

水道のいろは② ～水道のしくみ編～
意外と知らない!?水道のこと

Vol. 103 発行予定日 令和5年3月5日(日)

水道のいろは③ ～水質編～
気になる水質検査の裏側をご紹介!



水道企業団のウェブサイトや「KAGAWA eBOOKS」にも掲載しています。

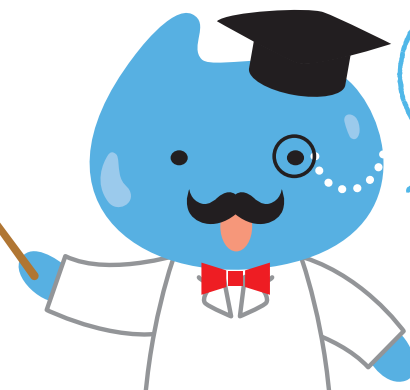
水道企業団ウェブサイト▶



香川県の魅力がわかる“電子書籍”ポータルサイト▶



水の研究をしている
まつこ助手



今号から「水道」についてのあれこれをシリーズでご紹介!! まずは気になる「水道料金」について!!

水のことならおまかせ
たかのみず博士

水道料金のしくみを知っていますか?

お客さまにお支払いいただいている水道料金は、主に「基本料金」と「従量料金」の2つによって構成されています。

安全・安心な水道水を24時間365日、安定して供給し続けるためには、使用水量の増減に応じて変動する費用のほか、浄水場や水道管などの水道施設の維持管理費用が必要です。

そのため、水道料金には使用水量に対する費用だけでなく、水道施設の更新・維持管理に必要な費用も含まれています。

水道料金

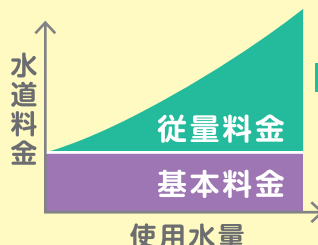
=

必ずかかる
基本料金

+

使った分だけ
従量料金

全国のほとんどの水道事業者で、この「二部料金制」が採用されています。



POINT 限りある水を大切に使うため、使用水量が多くなるほど1㎡当たりの単価が高くなるよう設定されています。

- ※三木町・綾川町では、基本料金に一定量の基本水量が含まれます。
- ※三木町ではメーター使用料が加算されます。
- ※料金体系は市町によって異なります。